

杉浦 浩美 埼玉学園大学人間学部教授

ヤングケアラーという言葉の広がりとともに、家族のケアを担う「子ども」の存在が可視化され、その支援が社会的課題として浮上した。

現在、急速に認知が広まったヤングケアラーという言葉だが、日本ではまだ明確な概念定義や法令上の定義がなされているわけではないという。日本ケアラー連盟ホームページでは、「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことです。ケアが必要な人は、主に、障がいや病気のある親や高齢の祖父母ですが、きょうだいや他の親族の場合もあります。」と説明している。

世界でこの問題に先駆けて取り組んできたのはイギリスで、1980年代末から実態調査が進められ、1990年代半ばからヤングケアラー支援も発展した(澁谷 2018)。こうしたイギリスの取り組みや先行研究は2000年代半ばころから日本でも紹介され、2010年代からは研究者らによって医療現場や学校現場などでの調査が開始されている。国の実態調査も始まっており、厚生労働省の調査(2020年度)では、「世話をしている家族がいる」と回答したのは中学2年生で5.7%(17人にひとり)、全日制高校2年生で4.1%(24人にひとり)だった。2022年1月には小学校6年生を

すぎうら ひろみ

早稲田大学第一文学部卒業後、出版社勤務を経て、立教大学大学院社会学研究科博士課程に進学、修了。博士(社会学)。専門は労働とジェンダー、マタニティ・ハラスメント。

著書に『働く女性とマタニティ・ハラスメント』(大月書店、2009年、第30回山川菊栄賞受賞)、共著に『なぜ女性は仕事を辞めるのか』(青弓社、2015年)、『新版 排除と差別の社会学』(有斐閣、2016)、『はじまりの社会学』(ミネルヴァ書房、2018年)等がある。

対象とした調査が実施され、小学生の6.5%（15人にひとり）がケアラーであった。

*

言うまでもなく、家族のケアを担う子どもたちは「ずっとそこにいた存在」である。黒光論文で指摘されるように、それぞれの現場で支援者たちは、何十年前から支援に奮闘してきた。だが、家族内ケアが自明視される日本社会においては、その存在は見えにくいものとしてあった。ヤングケアラーという言葉は、そうした子どもたちの存在を社会に照らし出す大きなきっかけとなったのだ。

ケアする対象は、高齢の祖父母だったり、精神疾患を抱える親であったり（本特集では黒光論文が取り上げている）、障害のある兄弟姉妹であったり（本特集では滝島論文が取り上げている）、とさまざまであり、ケアの内容も、身体介助から親のメンタルヘルスへの対応、日常生活を支える家事全般を担うなど多岐にわたる。コーダ（聞こえない親をもつ聞こえる子ども）は幼いころから「親の通訳」として社会に向き合い、移民の子どもたちもまた「通訳」として、時に「親の代弁者」として行政手続きや社会生活で重要な役割を果たしている。子どもでありながら親を支援し、家族のケアを担うという行為は、個々の状況のなかで「あたりまえ」とされた

り、「苦痛」であったり、言語化しがたい「もやもやした経験」であったりする。ケアを担いながらの子ども時代を生きた「元当事者」である若者たちが、自らの経験や思いを発信し始めたことで、社会は多くを学び、支援の必要性を認識するに至った。

だが、厚生労働省や自治体を示す支援モデルが、もっぱら「ヤングケアラーの認知（啓発）」と「相談支援体制の充実」に重きが置かれていることには危惧も示される。桜井智恵子氏はヤングケアラーという支援者としての子どもの焦点が置かれることによって「本来、支援が必要とされる当事者へのサポートが行き届いていないという問題が薄れ」る危険性を指摘する。相談支援システムの構築と伴走型支援という「現状を調整する」という取り組みに対し、「現状を調整する」というよりもむしろ、相談が必要となる原因を取り除くことが大切だ」と指摘するのだ（桜井 2022）。

*

背景にある社会構造的な問題にもっと目をむけるべきという問題意識は、本特集においても共有されている。

堀越栄子氏は、ヤングケアラーが抱える困難の背景には、複合化しやすい家族の様々な課題があり「既存の福祉政策の延長だけでは達成されない」と指摘し、

新たな支援を構築することの重要性を強調する。

元森絵里子氏は、「子どもでいられる」ことの意味をめぐって、戦後日本社会において「子ども期」がどのように「標準化」したのか、その過程を検証する。さらにその「標準」を支えてきた体制が揺らぐなかで、「今ある「標準」への包摂」に留まるのではない「既存のシステムを問い直しながらの支援」が必要だと主張する。

桜井啓太氏は「貧困や労働に言及しないヤングケアラー言説は国家権力の側にとってひどく都合がよい」と指摘し、「文化的承認」の物語として掠め取られることなく、社会経済的な「再配分」の問題として議論すべきだと提起する。

滝島真優氏は、「きょうだい児に支援が必要な状況が生じているということは、家族全体に対する社会的

支援が不足している」と指摘し、「家族を包括的に支える仕組み」の必要性を訴える。

黒光さおり氏は、25年以上現場で支援にあたってきた経験から「福祉や教育の人材が適切に配置され、育児やケアへの専門的な福祉の支援や社会的なサポートがあること」の重要性を主張する。

家族が抱えてきた／抱えざるを得なかったケアを、今度こそ拓いていく。その覚悟を政策に結びつけなければならない■

[引用文献]

澁谷智子, 2018, 『ヤングケアラー』(中公新書)

桜井智恵子, 2022, 「取り出される「ケア」」『現代思想 特集ヤングケアラー』Vol.50-14, (青土社)



ヤングケアラーを支える 社会的枠組みの構築に向けて

堀越 栄子

日本女子大学名誉教授・一般社団法人日本ケアラー連盟代表理事

はじめに

日本では、これまで、ケアの必要な人を支援する法律の制定及び政策化はなされてきたが、「介護は家族がするのが当たり前」という考えのもと、ケアラー（家族など無償の介護者）支援は政策課題とされてこなかった。2020年度から政府によりようやくヤングケアラー実態調査が行われ、2022年度、ヤングケアラー支援施策（早期発見・把握、支援策の推進、社会的認知度の向上）が予算化された。

2021年には子供・若者育成支援推進大綱にヤングケアラー・若者ケアラーが位置付けられ、2021年度、22年度「孤独・孤立対策の重点計画」の「孤独・孤立対策に関するこれまでの政府の主な取組」としてヤングケアラー支援が記載され、2023年こども家庭庁創設に関連しては、困難な状

況にあるこども支援の対象としてヤングケアラーが明示された。

ヤングケアラー支援はもちろん歓迎するが、ヤングケアラー支援を効果的に進めるためにも、家族全体への包括的支援（家族員それぞれへのアプローチと複合的支援）や、きょうだいケアラー、ダブルケアラー、障害者ケアラーなど多様なケアラー、若者も高齢者も友人・知人も含めた全世代のケアラー支援が必要である。

ケアラー・ヤングケアラーとは

日本には、ケアラー・ヤングケアラーの法令上の定義はまだない。しかしながら、埼玉県（2020年3月31日公布）を皮切りに、2023年8月現在で19自治体がケアラー・ヤングケアラーを支援する条例を制定し、ケアラー・ヤングケアラーについて定義している。

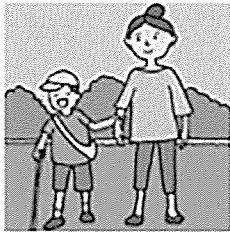
なお、条例制定自治体は制定順に、北海道栗山町、三重県名張市、岡山県総社市、茨城県、北海道浦河町、岡山県備前市、栃木県那須町、北海道、埼玉県入間市、さいたま市、福島県白河市、長崎県、鳥取県、奈良県大和郡山市、栃木県、栃木県鹿沼市、埼玉県戸田市、埼玉県上尾市である（下線は議員提案、マニフェストに掲げて制定した首長もいる）。ヤングケアラーのみを対象とした条例は入間市、鹿沼市。上尾市は、子ども・若者を対象としている。鳥取県は孤独・孤立を防ぐ条例に記載されてい

ほりこし えいこ

日本女子大学家政学部卒業。学士。専門分野は、生活経営学、ケアラー支援、社会政策。日本女子大学家政学部家政経済学科助手、助教授、教授。2019年3月退職し、現在名誉教授。

論文に、「ケアラー支援の必要性—家族、ケアラー、人」（『まちと暮らし研究 No.31』、一般社団法人地域生活研究所、2020年）、「いまなぜケアラー支援なのか」（『月刊自治研 vol.62 no.728』自治研中央推進委員会、2020年）、「ヤングケアラーを社会全体で支えよう」（『Nursing Today ブックレット・11 ヤングケアラーを支える—Young Carers』日本看護協会出版会、2021年）など。

図1 ケアラーはこんな人たちです



障害のある子どもの子育て・
障害のある人の介護をしている



健康不安を抱えながら高齢者
が高齢者をケアしている



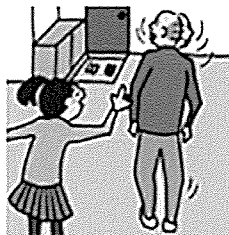
仕事と病気の子どもの看病
でほかにもできない



仕事を辞めてひとりで
親の介護をしている



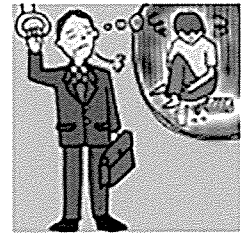
遠くに住む高齢の親が心配
で頻繁に通っている



目を離せない家族の見守り
などのケアをしている



アルコール・薬物依存やひきこ
もりなどの家族をケアしている



障害や病気の家族の世話や
介護をいつもにかけている

こころや身体に不調のある人への「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、
ケアの必要な家族や近親者・友人・知人などを無償でケアする人たちのことです。

© 一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

る。

全世代のケアラーを対象とした条例では、ケアラー、ヤングケアラーの定義は、およそ次のようになっている。ここでは埼玉県ケアラー支援条例の定義を示すが、他の自治体もほぼ同様である。

ケアラー：高齢者、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者

ヤングケアラー：ケアラーのうち、18歳未満の者

入間市、鹿沼市、上尾市の条例でもヤングケアラーは18歳未満、上尾市の条例では、若者ケアラーは18歳からおおむね40歳に達するまでの者とされている。

一般社団法人日本ケアラー連盟(以下、連盟)は、ケアラーを家族等無償の介護者と捉えて、2010

年6月に設立された。ケアを仕事とする方は含んでいない。図1「こんな人がケアラーです」、図2「ヤングケアラーはこんな子どもたちです」は、連盟が提供している。イラストは説明例であり、厚生労働省をはじめ多くの自治体、学校・教育委員会、議会、社会福祉協議会など民間団体、メディア等で使用されている。

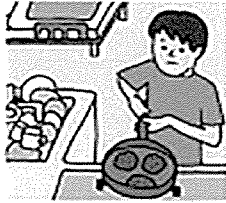
図1に少し付け加えれば、ケアラーには、認定された「要介護者」「要支援者」「障害者」など法令上の範囲を超えた、ケアが必要な多様な人をケアする者も含んでいる。

ヤングケアラーには、「日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている」子どもも含まれる。学校を休んで病院や役所に付き添う場合もある。

約30年前になるが、ツイッグとアトキンは、サービスシステム内においてケアラーの位置づけが曖昧であるとし、システムへの組み込まれ方について

図2 ヤングケアラーはこんな子どもたちです

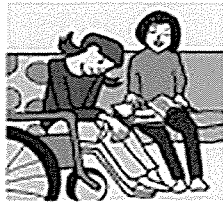
家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



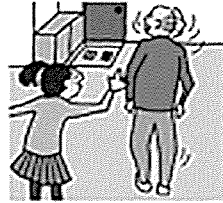
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



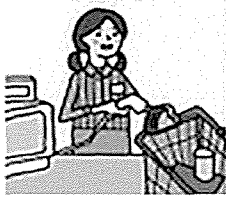
障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目が離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語ではない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

© 一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

4つのモデル(概念タイプ)を概説している(Twigg & Atkin 1994)。

モデル1:介護資源としてのケアラー

モデル2:協働者としてのケアラー

モデル3:クライアント(援助の対象)としてのケアラー

モデル4:ケアラーの規定を越えた「ケアラー」

である。

ここからは、家族等無償の介護者に対する社会(ここではサービス提供機関とされている)の認識が見て取れる。

モデル1は、ケアラーというより、家族そのものといってよくモデル1で中心となるのは被介護者である。モデル2でも、中心となるのは被介護者であるが、被介護者の存在が可視化され、被介護者に質の高いケアを提供することが目的とされる。ここで

は、フォーマルな支援と家族による支援がミックスされ、家族はケア事業における協働者として捉えられる。モデル3ではケアラー自身が支援を必要とする人と考えられ、支援の対象となる。支援の焦点はケアラーおよびそのニーズであり、ケアラーのウェルビーイングの実現が何よりも重要とされる。モデル4では、ケアラーと被介護者それぞれのウェルビーイングが目指されている。

条例制定自治体は、モデル3に位置すると考えられるが、モデル4の考え方をベースに具体化することが重要であろう。

誰を支援するのか

2019年3月5日参議院予算委員会において、薬師寺みちよ議員が、「ケアラーという言葉をご存知ですか」「彼らがおかれている状況をご理解いただいていますか」とケアラー全般について質問をし、総理大臣から定義が述べられ、連盟の調査報告書

を引用して答弁があった。また、法律を制定してほしいという要望については、「研究をしたい」という答弁であった。厚生労働大臣、文部科学大臣からは、相談体制の充実や介護者が自分自身の人生を生きられるよう尽力する旨の答弁があった。

しかしながらその後の政府の取り組みは、今の所、ヤングケアラー支援に特化されている。

- 2020～2021年度 ヤングケアラー（小6、中2、高2〈全日制、定時制、通信制〉）及び大学3年生を対象とした全国実態調査
- 2021年3月 厚生労働省・文部科学省「ヤングケアラープロジェクトチーム」発足
- 4月 子供・若者育成支援推進大綱にヤングケアラー・若者ケアラーを位置付け
- 5月 「ヤングケアラープロジェクトチーム」取りまとめ発表
- 6月 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）に向けて」において、「ヤングケアラー支援策の推進」記載
- 9月 次年度の概算要求に算出¹
- 2022年度： 入退院、子育て世帯訪問支援等、個別施策のヤングケアラーへの拡大

という具合である。

ヤングケアラー支援において重要なことは、ヤングケアラーの多くは家族と過ごしているということである。そのため、ヤングケアラーに係る問題は、家族が抱える様々な課題が関係し合い、複合化しやすいという特徴がある。たとえば、祖母、母親、子どもの世帯で、祖母は認知症で介護が必要、母親は働きながら介護をして疲れておりうつ症状もある、子どもは祖母の世話と家事で遅刻しがちでストレスが溜まり体調がすぐれないだけでなく、勉強時間は取れず友人と話は合わず孤独であるという状態にあるとしよう。この場合、家族の中の充足されていないニーズを充たすことに焦点を置き、家族ひとりひとりを支援する視点が大切となる。

ヤングケアラーの支援は、家族員の思いやニーズを把握し、ヤングケアラー支援が、ヤングケアラー、ケアの必要な人、その他の家族の安心と幸せにつながるようなされる必要がある。

北海道ケアラー支援条例の基本理念には、「4ケアラー支援は、ケアラーによる介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を受けている者及び当該ケアラーの家族（略）に対する支援と一体的に行われなければならない。」と明記されている。

このように、子どもと家族への包括的支援の観点から、また、ヤングケアラーも若者になり大人になっていくことから、連盟は、基本的に全世代のケアラーを対象とした包括的なケアラー支援法（仮称）や条例が必要と考えている。この両面からのアプローチにより支援の効果は発揮され、この両面からのアプローチがなければ、ケアラーとして子ども・若者を実質的に支援して行くのは難しいと考える。

全世代のケアラー支援が必要であることは、実態に着目すれば理解ができる。彼らは、ケアストレス、過労や社会的孤立、教育や就業機会・日常生活などの制約を受けており、その実態に迫る全国調査の実施が急務である。

ケアラー・ヤングケアラーを支援するとは

小学校6年生の時に暮らしを支えていた母親が交通事故にあい、一生歩けない体になって以来、2人世帯の中でシングルケアラーとなり、今も介護を続けながら介護事業所を運営している沖村有希子さんは、6月8日に開催された「自民党ケアラー議員連盟総会」（会長は田村憲久議員）で、自身の経験に基づき、元ヤングケアラー・若者ケアラーとして、「ケアラーが学びたい、働きたいといった自分の時間を持ちたいと思った時に、それができるような制度改革をお願いしたい」とヤングケアラー・若者ケアラーの支援施策拡充を要望した。

「介護は家族がするもの」「家族がするのが当たり前」という考えのもとにある社会での、時間の制約、心身の健康の悪化、経済的問題、ケアと仕事と

生活のアンバランス等々、ケアの影響の深刻さが浮き彫りにされた。「この国の司法や仕組みは、自立して生きたい私たちを守ってはくれないのか…?」という訴えもあり、議連総会に出席していた国会議員は、これまでいかに認識が甘かったかと率直な感想を述べた。

沖村は、『ヤングケアラーを支える』に、「^{わたくし}私が在るために」というタイトルで、元ヤングケアラー・元若者ケアラーだった宮崎成悟は「自分と家族の人生を問い続ける」というタイトルで執筆している。お二人のタイトルは、ケアをすることが、ヤングケアラー・若者ケアラーの人生や存在(生きている意味づけ)に深く関わっていることを教えてくれる。

ケアラーを支援する条例では、基本理念を次のように定めている。ここでは埼玉県ケアラー支援条例を紹介する。

(基本理念)

第3条 ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

2 ケアラーの支援は、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立する事のないよう社会全体で支えるように行われなければならない。

3 ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立律的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期である事に鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長および発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

同様に定めている自治体が多いが、すでに紹介したように、北海道ケアラー支援条例は特徴がある。また、ヤングケアラーの支援の項目に、子どもの権利及び利益について触れている条例もある。

「個人の尊重」「健康で文化的な生活」は抽象

的であるのでイメージがしにくいかもしれないが、2014年ケア法(イギリス)に書かれている「地方自治体の一般的責任」が参考になる。地方自治体の一般的責任は個人のウェルビーイングを推進することにあり、その内容は次のようである。

- ・個人の尊厳(敬意を払った対応を含む) / 身体および精神的健康ならびに感情面のウェルビーイング / 虐待やネグレクトからの保護 / 当該個人による日常生活のコントロール(当該個人に提供されるケアおよび支援、ならびにその提供方法) / 就労、教育、研修またはレクリエーションへの参加 / 社会的および経済的ウェルビーイング / 家族や個人の関係 / 住居の適性 / 当該個人による社会貢献

ケアラー支援は、決して良いケアを続けるための支援ではなく、生活全体、ケア以外の暮らしに着目していることがわかる。

個人のウェルビーイングの推進のためには、ケアラー・ヤングケアラーの話をよく聞き、ともに考え、寄り添い支援を担うスタッフと方法論が不可欠である。

ヤングケアラーについて、沖村は、「どんな家庭に生まれ育つのか選ぶ術を持たない子どもたちが、本来は大人が担うような責任や判断を任されたとき、どうすればいいのか。その環境を整えることができるのは社会や他人とのつながりです」と述べている。

ケアラー支援・ヤングケアラー支援は、ケアの必要な方へのサービスの導入や上乘せという理解がまだまだ多い。そのことにより、確かにケア負担は軽減する面もある。しかしながら、ケアラーやヤングケアラーが抱えている困難は、既存の福祉政策の延長だけでは達成されない。ケアラー本人の人生を支え、ウェルビーイングを実現するための支援やサービスを構築していくことを、改めて強調したい。

おわりに

今回は紙幅の関係で詳しく触れることはできなかったが、ヤングケアラー実態調査、計画策定、具体的な支援の取り組みが始まっている中で、また今後支援施策が展開されるとさらに、子どもの権利に敏感で、生活全体を視野に入れた支援ができる基盤づくり(人材育成と配置、支援内容の充実、アセスメント・支援計画・支援・モニタリングという支援の流れの確立、支援体制の充実、多様な組織・団体・機関の連携、支援拠点の整備、ケアラー支援を進める制度の枠組み、ケアラー当事者も含めた広報・啓発など)が求められる。

すでに、実践を期待される支援者や支援現場では、悩みや課題が生じている。

また、繰り返しになるが、ヤングケアラーは若者になり大人になっていくことから、全世代のケアラーを対象とした包括的なケアラー支援法、条例、施策が必要である。その中に、ヤングケアラーの特性やニーズに即した支援について位置付けて、切れ目のない支援を提供できる体制の構築が基本である。

法制化については、2021年10月に「ケアラー支援の法制化を求める意見書」(埼玉県議会)、2012年12月に「ケアラーへの支援について」(九都府市首脳会議：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、千葉市)が提出され、2023年8月には、「社会保障関係 (6) ケアラー・ヤングケアラー支援の充実」について全国知事会が要請活動を行なっている。■

《注》

- 1 国のヤングケアラー支援施策の3本柱は、1. 早期発見・早期把握 2. 支援策の推進 3. 社会的認知度の向上である。2022年度より自治体への各種補助事業の実施(予算1,634億円→2023年1,676億円)され、具体的な施策(例)は次の通りである。

実態調査、研修推進、ヤングケアラー・コーディネーターの配置、ピアサポート等相談支援体制、オンラインサロン、市町村相談体制整備事業、広報・啓発、ヤングケアラー相互ネットワーク形成、子育て世帯訪問支援臨時特例事業など。2023年度から、外国語対応が必要な家庭への通訳の派遣が新規事業となった。

なお、2023年度から、ヤングケアラー支援体制強化事業は、厚生労働省から子ども家庭庁(若者支援含む。支援局虐待防止対策課所管)に移管された。

自治体は、上記の他に、ヤングケアラーへのパンフレット配布、学校への出張授業や教材作成、ヤングケアラー支援マニュアル・ハンドブックの作成公表、ヤングケアラーの負担軽減に向けたサポーター派遣、居場所づくり、推進協議会の設置などを行っている。全てのケアラー向けには、ケアラー実態調査、ケアラー支援計画策定、HPの充実、全世代ケアラー電話相談(24時間、フリーダイヤルも)を実施している自治体もある。

《参考文献》

- Twigg, J., & Atkin, K. (1994) "Carers Perceived: Policy and Practice in Informal Care." Open University Press.
- 木下康仁(2016)「ケアラーの支援と家族」『家族看護研究』第21巻第2号、191-194
- 沖村有希子(2021)「^{わたくし}私が在るために」『Nursing Today ブックレット・11 ヤングケアラーを支える — Young Carers』日本看護協会出版会、17-24頁
- 宮崎成悟(2021)「自分と家族の人生を問い続ける」(『Nursing Today ブックレット・11 ヤングケアラーを支える — Young Carers』日本看護協会出版会、24-31頁)
- [アピール] ケアラー支援法(仮称)・条例の実現に向けて 一般社団法人日本ケアラー連盟 2022年4月1日 <https://carersjapan.com/about-carer/>
- 堀越栄子(2020)「ケアラー支援の必要性—家族、ケアラー、人」『まちと暮らし研究 No.31』一般社団法人地域生活研究所研究誌、6-17頁
- 堀越栄子(2021)「ヤングケアラーを社会全体で支えよう」『Nursing Today ブックレット・11 ヤングケアラーを支える — Young Carers』日本看護協会出版会、50-60頁

ヤングケアラーの社会問題化 の歴史背景を読む

元森 絵里子

明治学院大学社会学部教授

ヤングケアラーの社会問題化と 支援の動き

日本でヤングケアラーが社会問題化したのは、2013年以降であるという（澁谷 2018：17-28）。元当事者が語り始めたことがきっかけとなり、翌年にかけて、テレビや新聞で取り上げられる。日本ケアラー連盟がヤングケアラープロジェクトを立ち上げ、2018年に成蹊大学の澁谷智子氏が『ヤングケアラー』（中公新書）を上梓する。2020年末には厚生労働省と文部科学省合同の初の全国調査が実施され、その結果が報道された2021年4月以降、「ヤングケアラー」は一般市民にも知られる社会問題となった。

政策課題となったのは2018年以降である。厚生労働省が実態調査と既存の貧困や精神障害関連施策、学習支援施策への組み込みをはじめ、翌年には文部科学省も教育現場やスクールソーシャ

ルワーカーに対応を周知する。2021年には「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクト」が発足し、その報告書では、社会的認知度向上による早期発見と支援策の必要性が述べられている。

社会的認知度の向上が当面の政策課題となったように、家族のケアを担う子どもがいるということは、長らく見過ごされてきた。実態としては存在していた事例に、英語圏から借用する形で名を与え、社会問題化したのが「ヤングケアラー」である。

厚生労働省は、2022年度から3年間を認知度向上の「集中取組期間」とし、特設サイト「子どもが子どもでいられる街に。～みんなでヤングケアラーを支える社会をめざして～」を掲げて、広報・啓発を推進している（2023年4月にこども家庭庁に移管）¹。同サイトを見ると、「子どもでいられる」とは、勉強し、友人と交流し、将来を考える「子どもとしての時間」を保障することを指している。具体的な支援体制としては、先述の連携プロジェクト報告書では、悩み相談・支援、教育相談・学習支援、子どもをケア労働力としない福祉サービスの運用等があがっている。

「子どもでいられる」ことの歴史性

だが、そもそも「子どもでいられる」とはどういうことかは自明ではない。日本でも、戦前期には、国民教育が整備され高い就学率を実現していく横で、

もともり えりこ

東京大学大学院総合文化研究科にて博士（学術）。専門は歴史社会学・子ども社会学。日本学術振興会特別研究員、明治学院大学社会学部専任講師・准教授を経て現職。

著書に『語られない「子ども」の近代——年少者保護制度の歴史社会学』（勁草書房、2014年）、編著に元森絵里子・南出和余・高橋靖幸編『子どもへの視角——新しい子ども社会研究』（新曜社、2020年）、共著に元森絵里子・高橋靖幸・土屋敦・貞包英之『多様な子どもの近代——稼ぐ・貰われる・消費する年少者たち』（青弓社、2021年）など。

十分就学できず幼くして働く子どもがいた。ケア関係でいえば、明治期までは子守奉公はありふれたもので、就学年齢の子どもが前借金と引き換えに他家の幼子のケアを担っていた。貧しい家計を助ける「口減らし」は、「孝行」という理解もあった。

ところが、いつしか子どもは、おてつだいの範疇を超えた労働（家族のケアを含む）はせず、家族に保護され愛され、学校で勉強し友人関係を築き、将来の就労に備えるものとなる。そして、ヤングケアラーが社会問題化・政策課題化したときも、そのような子ども観が揺らいだわけではなく、ヤングケアラーにそのような子ども時代を保障する施策が進んでいる。

だが、安易な包摂は「包摂の中の排除」（倉石 2021）につながるリスクがある。例えば、明治中期には、貧困で就学できない子どもの存在が問題化し、就学率上昇のために簡易の教育を施す貧民学校や子守学校が設立された。国民教育への包摂の試みだが、二流トラックへの排除ともいえる。今構築されている支援体制にも、類似のリスクがないとはいえない。

この点を考えるために、以下、ヤングケアラー支援が目標とする「子どもでいられる」ことの標準モデルがいかに浸透し、どのような制度や社会状況がそれを支えていたのか、それがどう変化するかでヤングケアラーが社会問題化したのかの歴史を振り返ってみたい²。

前史としての戦前期新中間層の「教育家族」

P・アリエス『〈子供〉の誕生』（アリエス 1980）は、ヨーロッパ中世には子どもを特別視する感覚がなかったと述べている。子どもを保護し愛し、しつけや教育を施すという感覚は、18世紀ごろまでに上中流家庭から徐々に現れてきたという。子ども史では、教育思想、発達理論、学校教育や社会政策、子ども向け商品市場などが、20世紀初頭にかけて、現代につながる子ども観を多層的につくりあげてきた様子が明らかにされている（カニンガム 2013；

Hendrick 1997）。

日本の場合、近代以前も通過儀礼があり、子どもを大人と区別する感覚がなかったとはいえないが、現代につながる感覚は明治期以降に形づくられた。1872年、明治政府は近代学校教育制度を導入する。1900年に無償化されることで定着し、1907年からは小学校6年間で義務教育となる。こうして、子どもは学校に行くのがあたりまえとなっていく。ただ、その先の中等教育に進める層は限られていた。児童労働の規制も、ごく限られた層に制限をかける工場法が、1911年ようやく制定された程度である。戦前期の日本は階層差が自明な社会であり、不就学、児童労働、捨て子や浮浪児、子どもの売り買いもめずらしいことではなかった。

ただ、家族に保護され学校で教育される子ども期を、いち早く生きるようになった層もいる。新中間層と呼ばれる都市ホワイトカラー層である。20世紀初頭から戦間期にかけて、継ぐべき家業や家産を持たない新中間層から、サラリーマンである父が家計を支え、主婦である母が家事と育児を担い、子どもは勉強を頑張って学歴を身につけるという「教育家族」が広がっていく（沢山 1990）。購買力のあるこの層に向けた、学用品や日用品などの子ども向け商品市場も発達する（神野 2011）。新卒で企業に「就社」という今につながる就職形態も、ホワイトカラー職から誕生している（菅山 2011）。現代にもつながる子ども期とライフコースのイメージの源泉はここにある。

戦後福祉国家と子ども期の標準化／非標準の不可視化

このようなライフコースイメージが普及し標準化していくのが、戦後から高度経済成長期にかけてである。

1947年に児童福祉法が制定され、「すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」と規定された。同年、義務教育も9年となり、労働基準法で15歳未満の雇用禁止が定められた。すべての子どもに「子どもでいられる」

期間を与えることが、制度上保障された。

実態として残った例外も、「長欠・不就学」が人身売買や不良化につながると社会問題化され、文部省が就学奨励に励んだ。労働行政も中卒の集団就職等を整備し、教育行政も定時制高校を設置するなどして対応した。こうして、1974年には高校進学率が9割を超える。よくも悪くも、多くの子どもが、長期間「子どもでいられる」ようになった。

これを裏から支えたのは、企業と家族である。1950年代末から1960年代にかけて、企業における新規学卒採用慣行が普及・定着した。採用対象が高卒者以上になり、学業成績を基準に選考し、長期雇用を前提に企業内教育訓練をする雇用慣行が、ブルーカラー層も含めて広まる。西ヨーロッパ型の戦後福祉国家が、児童手当や若年者向けの社会保障と市民的権利を整えていたのと対照的に、戦後日本の福祉国家は直接的な社会保障は弱く、日本型雇用慣行(終身雇用、年功序列賃金、企業内福祉)を前提とした企業社会への献身を通して、本人と家族の社会保障が提供されるしくみであったといえる(乾 2010)。乾彰夫(2010)は、この体制が、学歴競争から企業社会での競争への移行を「標準」とする「戦後日本型青年期」をつくり出したと整理している。

この体制はまた、家事とケア(子育てと介護)を担う家族の存在を前提としている。性別役割分業に基づく母(主婦)の教育熱と父(サラリーマン)がもたらす収入・社会保障が、子どもに長期の保護と教育を与え、学歴を身につけたうえで条件のよい就社(または主婦)を目指す生き方を再生産する。本田由紀(2014)は、このサイクルを「戦後日本型循環モデル」と名付けている。G. エスピン＝アンデルセン(2000)は、日本は極めて「家族主義的」な福祉国家であったと指摘するが、私領域である家族と企業が支え合う形で実質的な社会保障が確保され、経済発展と次世代の再生産が進行したのが、戦後日本の福祉国家体制といえる。そしてそれは、家族の投資で学歴取得と新卒就職を志すという子ども期が、「標準」化したということでもある。

このなかで、「標準」から零れ落ちた子どもの問

題は、可視化されづらくなったと考えられる。周知のとおり、戦後日本の子どもをめぐる政策体系は、文部省と厚生省の二元体制であった。「標準」(多数派)は学校と家族で保護と教育を与えられるという体制において、「標準」から外れ児童福祉機関に任された子どもの存在は見えづらい。さらに、ケアは家族頼みというなか、家族内のケア関係は不可視化されやすく、「孝行」という感覚も残り、ケアを子どもが担っていることを問題化する視点は、福祉関係者でも持ちづらい構図があった。

ポスト福祉国家と非「標準」の子どもの社会問題化

このような戦後日本型の子どもから大人への移行の「標準」ルートは、20世紀末から綻びを見せる。バブル崩壊(1991年)以降、新卒採用が抑制され、若者の就職難の時代が訪れる。戦後福祉国家を支えた産業政策が変更され、非正規雇用が増大する。2006年には「格差社会」が流行語となり、「標準」的ライフコースはもはや万人に行き渡らないかもしれないということが周知され始めた。

ただし、戦後福祉国家が「標準」化したライフコースが、消滅したわけではないことは重要である。女子も「就活」するのがあたりまえになるなか、「標準」はむしろ希少財化している。学歴取得から新卒正規雇用へという「標準」的移行ルートが椅子取りゲームと化し、親は、自分の子どもが零れ落ちないように、塾や習い事、私立学校への教育投資を行う。戦前から一部の層が行ってきたことが、現在、より広い層に広まっている。

しかも、「標準」の賭金は上がっている。教育政策は、偏差値競争に留まらない多様な能力(「生きる力」)の養成に舵を切っている。ただし、就職をゴールとする一元的競争が維持されれば、せいぜい進むのはメリトクラシー(学力競争)からハイパーメリトクラシー(学力+ α の競争)への転換である。そして、経験や創造性などの+ α の部分ほど、家庭環境の影響が避けられない。

このなかで、「子どもでいられる」ことの保障の重

要性が浮上した大きなきっかけは、2008年に社会問題化した「子どもの貧困」だろう。とりわけ、子ども期の貧困は教育格差につながり生涯の格差につながるという、「貧困の連鎖」が衆目を集めた。2013年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が、翌年に子供の貧困対策に関する大綱が出され（共に2019年に改定）、教育支援・経済支援・生活支援・就労支援を行うことが明確にされる。ヤングケアラーの社会問題化もその支援策も、この延長に位置づくだろう。

ここで、貧困家庭の子どもやヤングケアラーは、家族と学校で保護・教育されるべき子どもであるにもかかわらず、不運にも「標準」から外れた（子どもでいることが保障されていない）と見なされている。そして、教育と福祉、医療などが連携して「子どもでいられる」ようにする必要があり、そのことが将来的な社会保障の要とされる。つまり、現在の子ども支援の趨勢の背後にあるのは、企業頼みの福祉国家体制が揺らぐほど、それと結びついてははずの「標準」的子ども期の保障が政策課題になるという、逆説的な構図ではないだろうか。

既存のシステムを問い直しながらの支援を

従来型福祉国家の維持が難しくなっているなか、教育・訓練の機会保障に力を入れるワークフェア施策が各国で導入されている。しかし、それに対しては、問題を個人の責任にする「〈教育〉化する福祉」（仁平 2015）だと警鐘が鳴らされている。子どもの学習支援についても、「ワークフェア子ども版」（桜井 2017）という指摘もある。

子どもの貧困対策については、教育保障による貧困の再生産の予防に重点が置かれ、現在の親の貧困解消に対する社会保障が不十分であることが指摘されている（例えば、堅田 2019）。現在、就学前から高等教育まで「切れ目ない学習等の支援」が進められているが、そもそも労働市場が十全な雇用と賃金を用意しなければ、誰かは零れ落ちる。そのときリスクが高いのは、賭金の高騰した「標準」

を、支援を受けながら目指す層であろうし、機会保障が整備されている以上、自己責任に帰される恐れすらある。同様の危惧はヤングケアラー支援にもつきまとう。

さらに、現行の社会保障体制自体が、1990年代以降、市場化による民間活用や地域連携に舵を切った社会福祉構造改革の産物であることに留意せねばならない。求められる専門性が高度化し、多機関連携も進んでいるが、「子どもでいられる街」の「街」の支え手は、自身が不安定な地位の場合も少なくない。

子どもの期間は短い。現代日本において「標準」から零れ落ちることのリスクは大きく、支援を躊躇することはできない。だからこそ、ヤングケアラーを含む子ども支援体制の構築は、今ある「標準」への包摂に留まるのではなく、学歴競争からの企業への就職を通して大人になるというライフコースイメージやそれを支える社会保障体制の問い直しと、両輪で進めていく必要があるのではないだろうか。■

《注》

- 1 <https://www.mhlw.go.jp/young-carer/> (2022/9/15 閲覧)。こども家庭庁への移管に際し、同特設サイトは、URLはそのまま、クレジットがこども家庭庁に差し変わっている。その際、「子ども」表記が「こども」に変更されている(2023/8/21 閲覧)。
- 2 元森 (2022) も参照のこと。

《参考文献》

- アリエス, P. (1980) 『〈子供〉の誕生: アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』(杉山光信・杉山恵美子訳) みすず書房。
- カニングム, H. (2013) 『概説 子ども観の社会史: ヨーロッパとアメリカからみた教育・福祉・国家』(北本正章訳) 新曜社。
- エスピン＝アンデルセン, G. (2000) 『ポスト工業経済の社会的基礎: 市場・福祉国家・家族の政治経済学』(渡辺雅雄・渡辺景子訳) 桜井書店。
- 堅田香緒里 (2019) 「『子どもの貧困』再考: 『教育』を中心とする『子どもの貧困対策』のゆくえ」, 佐々木宏・鳥山まどか編 (2019) 『教える・学ぶ: 教育に何ができるか』明石書店, pp.35-57。
- 本田由紀 (2014) 『もじれる社会: 戦後日本型循環モデルを超えて』ちくま新書。
- Hendrick, H. (1997) *Children, Childhood and English*

- Society, 1880-1990, Cambridge University Press.
- 乾彰夫 (2010) 『〈学校から仕事へ〉の変容と若者たち：個人化・アイデンティティ・コミュニティ』 青木書店。
- 神野由紀 (2011) 『子どもをめぐるデザインと近代：拡大する商品世界』 世界思想社。
- 倉石一郎 (2021) 『教育福祉の社会学：〈包摂と排除〉を超えるメタ理論』 明石書店
- 元森絵里子 (2022) 「子ども観の歴史から見るヤングケアラーの社会問題化と支援の現在」『現代思想』 50(14); 165-174.
- 仁平典宏 (2015) 「〈教育〉化する社会保障と社会的排除：ワークフェア・人的資本・統治性」『教育社会学研究』 95: 175-196.
- 桜井智恵子 (2017) 『『自立した個人』という福祉国家の原理的課題：『子どもの貧困』対策としてのワークフェア子ども版：学習支援を問う』『人間福祉学研究』（関西学院大学） 10(1): 53-65.
- 沢山美果子 (1990) 「教育家族の成立」, 第1巻編集委員会編『教育の誕生と終焉（叢書 産む・育てる・教える 匿名の教育史）』 藤原書店, pp.108-131.
- 澁谷智子 (2018) 『ヤングケアラー：介護を担う子ども・若者の現実』 中公新書。
- 菅山真次 (2011) 『「就社」社会の誕生：ホワイトカラーからブルーカラーへ』 名古屋大学出版会。



ヤングケアラー問題をめぐる視座

— 貧困と労働の視点の欠如 —

桜井 啓太

立命館大学産業社会学部准教授

成長と承認の物語

2020年夏、もはや夏休みの恒例行事となっているジブリ作品のロードショーで『となりのトトロ』が放送されたとき「サツキはヤングケアラーではないのか?」というちょっとした話題がSNSであった¹。たしかにヤングケアラーの定義を当てはめれば彼女の当時の状況はそうともいえるだろう。ただし家族や地域のなかで暮らす少女の生活を生き生きと映し出すあの映画に「サツキはヤングケアラーだ!」と訳知り顔で指摘することの暴力性みたいなものがある。そんな指摘にたいして意味があるようには思えない。

ここでは同じジブリ作品から『千と千尋の神隠し』(2001年)を取り上げたい。この作品は、親の都合で学校を転校することになった千尋(10歳)が車の後部座席で意気消沈しているシーンから始まる。異世界へのトンネルを見つけて両親と千尋はトンネルをくぐる。道中の両親(特に母親)の千尋への接

し方はそっけない。トンネルを抜けて異世界の街に着いた父親と母親は、千尋の静止も聞かずに神様の食べ物に手をつけてしまい豚になってしまう。我が子を尻目にひたすら目の前で喰らい続ける豚の両親は、自分の都合で子どもをかえりみない親の姿のメタファー的でもある。

独りになった千尋は自分の名前を取り上げられ、「千」として八百万の神達が疲れを癒す湯屋(油屋)で働くことになる。名(自分)を失って親の罪を償う形で神々の入浴(介助)や食事の配膳といったケア労働に従事する千の姿は、家族という限定こそないもののヤングケアラー的だといえなくもないだろう。最終的に『千と千尋の神隠し』の物語は、湯屋での仕事と出会いのなかで成長した千が自分の名前を取り戻し、両親を豚の呪いから解放して現実世界へ帰っていく形で終える。

河野真太郎は、ナンシー・フレイザーの「再配分と承認のジレンマ」を援用する形で現代のアニメ、映画、ドラマなどのポップカルチャーを題材にポスト社会主義時代における「貧困と労働という主題の隠蔽」を鮮やかに浮かび上がらせている(河野2017)。たとえば『アナと雪の女王』(2013)や『おおかみこどもの雨と雪』(2012)などの作品は、異性愛中心主義的なカップルや家族、地縁血縁に縛られた村落共同体の文脈とは違ったオルタナティブ、ユートピア的な社会像を描く革新的な作品である(アナ雪がいわゆる「理想の王子様」によるシンデレラストoryではないことは明白であろう)。しかしこれらの作

さくらい けいた

大阪市立大学大学院創造都市研究科創造都市専攻、博士(後期)課程単位取得満期退学。博士(創造都市)。専門は、社会福祉学、貧困研究。地方自治体職員、名古屋市立大学准教授などを経て、2019年より現職。

著書に『自立支援』の社会保障を問う—生活保護・最低賃金・ワーキングプア』(法律文化社、2017年)、『自立へ追い立てられる社会』(共編著、インパクト出版会、2020年)など。

品が主題とするのは孤立と差異であって、対照的に貧困と労働は見えない。

『アナ雪』において（貧困と縁がない）王族であるエルサにとって最大の悩みは自身の魔法の力、触れるものすべて凍らせてしまう能力であってそれによって他者との関係を築けない孤立である。『おおかみこども〜』では、大学生の「花」が出会った男性（人ではない「おおかみおとこ」）との間に子どもをもうけるが直後に男性は事故死する。花は子どもたちを連れて田舎で子育てして暮らすのだが、この作品の主題は二人の子ども「雨」と「雪」のアイデンティティ——おおかみおとこことヒトとの混血児であるという人種的差異——のつまづきとその乗り越え、母と子の成長と自立の物語である。そこでは大学を辞めてシングルマザーとして子どもを育てる花の貧困や労働はほとんど語られない²。

『千と千尋の神隠し』が10歳の少女の児童労働をあれほど見事に描いているにもかかわらず見る者の眉をしかめさせるどころかむしろ微笑ましささえ感じさせるのも底流には同じ構造があるように思える。

長々とアニメ映画の話をしたのは、河野が指摘したようにこれらの作品では孤立と差異が主題であって、登場人物が個人として成長し、自らの異質性をありのままに受け入れ(Let it go)、自立を獲得していく「承認の物語」で溢れており、そこにはもはや貧困と労働といった社会構造的(再配分)視点は彼方へと押しやられているからである。しかし問題となるのは、そういった「承認の物語」が映画を越えて社会のあらゆる領域、メディア報道や政治の領域を覆いつくすようになってきているという点である。そのこの意味と機能について考えてみたい。

ヤングケアラーを巡るメディアや書籍の語り(貧困の視点の抜け落ち)

ヤングケアラーの社会認知の向上には新聞メディアの存在が大きく、なかでも毎日新聞はヤングケアラーブームを牽引する大きな役割を果たした(なお、同社は「子どもの貧困」でも同じく社会問題化に

尽力した)。アジェンダ設定として新聞メディアが果たす役割は依然として大きい。新聞記事データベース(毎日新聞、朝日新聞、読売新聞)をもとに「ヤングケアラー」の記事数を調べたところ、記事の検索数は毎日177件、朝日314件、読売190件であった³。わずか4年のなかで多くの報道がなされるようになったと言えるだろう。

この記事のなかから「貧困/困窮」の用語を含む記事を追加検索すると毎日20件、朝日37件、読売32件と大きく数を減らす。また「労働」の用語を含む記事になると毎日6件、朝日25件、読売6件とさらに大きく減少する⁴。検索数だけで論じるのは粗雑であるが、それでも貧困や労働といった視点を関連させてヤングケアラーを語っている記事が多いとは言えないだろう。むしろヤングケアラーは貧しさとは引き剥がして語られている。

ヤングケアラーの関連書籍においてもこの傾向ははっきりとしていて、近年出版されたヤングケアラーに関する新書・話題書においても貧困や生活困窮への視点は乏しい。日本のヤングケアラー議論の整理を行なった亀山(2021)は、主流派の論者(ヤングケアラープロジェクトの澁谷ら)が、①当時ブームの先行事例としてすでにあった「子どもの貧困」との差別化の必要性を感じ、②ケアラーたちがケア経験を肯定的に意味づけることを重視した結果、あえて貧困と分けてこの問題を取り扱っていた可能性を指摘し、亀山は「貧困の視点の抜け落ち」と表現している。

ヤングケアラーは非貧困家庭(中流家庭)にも当てはまるため、関心層やウイングを広げるという意味での戦略性はあっただろう。実際にヤングケアラーの先進国イギリスでも生活困窮とは分けて政策や支援が立てられることが多い。しかしその態度はケアラー個人の孤立とケア経験の受け止めにスポットライトを当てる一方で、ケア財の不足や欠乏、貧困という観点が見過ごされる。

埼玉県「彩の国子ども・若者支援ネットワーク」の調査では生活困窮家庭においてヤングケアラーの割合が一般家庭を大きく上回ることを明らかにしており⁵、実際には家庭の経済状況がこの問題に

与える影響は大きい。金銭による解決策を持たない貧困世帯の多くで、子どもがケアラーの役割を果たしている。

貧困の視点の抜け落ちたヤングケアラー論議は、差別化を図ったはずの「子どもの貧困」の語られ方と奇妙な相似をなしている。冗談のようだが「子どもの貧困」論議の多くは経済的貧困の視点が欠落していて「関係の貧困」などという貧困概念とはかなり遠くにある概念が重宝される。子ども食堂や学習支援といった経済的貧困を解決する上では迂遠な対処策が耳目を集めて、昨今では例えば「体験格差」の解消が言われる。「子どもの貧困」言説の特徴——①世帯や家族の状況ではなく「かわいそうな子ども」だけを切り取って論じる。②経済的な保障や社会制度の不備ではなく、子どもの「孤立」や「つながりの不足」に支援（政策）の焦点を当てる——はほとんどそのままヤングケアラー言説においても当てはまる⁶。

語られぬ労働

「貧困」と並んで欠落しているのが「労働」の視点である（先述の新聞記事DB結果を参照）。ヤングケアラー問題のなかで「ケアをする」「介護をする」という表現はあってもそれらは決して「ケア労働」とは呼ばれない。これに関して英米も同様で、英国ではケアリング(caring)、アメリカではケアギビング(care-giving)と呼び、ケアワーク(care work)とは呼ばない。イギリスのヤングケアラー研究の大家ソール・ベッカーは論文「子どもたちの愛の労働? : ヤングケアラーとケアワーク」のなかで、1970年代からヤングケアラーに取り組んできたイギリスにおいてすらヤングケアラーが提供しているケアが実際には無給のケア労働であるという認識がほとんどないことを指摘している(Becker, Dearden and Aldridge 2001)。日本においてもこの傾向は顕著であってヤングケアラーに関する書籍や政府文書においては「家事／介護／ケア」と記され、ケアの労働性を想起させるような「家事労働・ケア労働」と書かれることはない(澁谷 2018など)。

意図的に労働から距離を置くことを宣言しているのが哲学者の村上靖彦が2022年に出版した『「ヤングケアラー」とは誰か』である。

本書の主題はそれゆえ、ヤングケアラーがどのような複雑な経験をし、どこに困難を感じてどのように行動しているのかを、介護や家事労働にとられずに解き明かすことにある⁷。

つまり具体的な労働はともなわなくても、家族のことを強く心配(ケア)し、あるいは家族の病や障害のために自らのケアが不足してしまう子どもに目を向ける必要があるだろう⁸。

(引用部の傍点は原著ママ。下線は筆者)

現象学者として生活世界のなかでケアを研究してきた村上にとって、「気づかう／慮る」という行為の意味をヤングケアラー当事者の語りから再解釈することで、当事者／元当事者にとって新たな意味の発見へとつなげることが目指されている。このこと自体の意義を否定するつもりはない。しかしその枠組みではケアの労働性の側面はノイズとなる。問題はこの一元的なアプローチが、家族のなかに埋め込まれた再生産労働という不都合な事実の隠蔽を支える可能性である。労働という足場を外せばケアはどこまでも個人的経験(ケア=心配)として深掘りされてしまう。そこでは無償性は搾取ではなく配慮として迎え入れられる。これはケア概念の新自由主義的な取り込みの一種といえよう。

ケアの再配分か ケアラーの承認か?

ナンシー・フレイザーは社会問題・社会運動をめぐる価値(正義の日常パラダイム)を「再配分」と「承認」という二つの系から両者の改善策を通じて分析的に論じる「パースペクティブ二元論」と呼ばれる認識枠組みを提案している(フレイザー 2003=2012)。

再配分のパラダイムとは、なんらかの不正義に対して社会経済的な構造に焦点を当てる。それは搾

取であり、経済的周縁化であり、貧困化である。対照的に承認のパラダイムは、不正義を文化的な側面(表象・解釈・コミュニケーションの社会的パターン)から解釈し、それは文化的支配、承認拒否、侮蔑といったものが挙げられる。両者のパラダイムはあくまで理念的なものであって一方の極だけで括れず、社会経済的な構造と文化は相互に混ざりあい構築されている。それでも時に相対立する2つのパラダイムを分析枠組みとして不正義(社会問題)を見ることには意義が大きい。

二つのパラダイムは「集団の差異」をめぐる対処において異なった提案を行う。承認のパラダイムは、無視され、見過ごされてきた集団を発見し、そこに対する意味や周囲の理解を促進させる。たとえばヤングケアラー「問題」に関してヤングケアラーという集団を発見し、時にその意味づけを再評価し、周囲の理解を促し変容させる。一方、再配分のパラダイムは差異自体が不当な政治経済のなかで社会的に構築(差異化)されたものであるとみなし、その差異を解消するための努力を要請する。たとえばヤングケアラー状況におけるケアの不公正(ケア、財の不足や欠乏)や親の労働を通じた周縁化、ケア行為自体の無償労働性を問題視するなど(フレイザー 2003=2012:15-18)。

しばしば誤解されているが、ナンシー・フレイザーは再配分が承認よりも重要であるといった優劣をつけるような議論は展開していない(「文化的不公正と経済的不公正の両方を被っている人々には、承認と再配分の両方が必要である」(フレイザー 1997=2003:26))。しかしフレイザーの議論の重要な点は、現代社会の不正義・不公正、社会問題に対する政治的態度において文化的承認への要求が先鋭化する一方で、社会経済的な再配分への目標が置き去りにされつつあることをあらわにした点にある。承認のアプローチは重要であるが、再配分を忘却した承認一辺倒の議論は危うい。この点を意識しながら最後にヤングケアラーを巡る政治(政策)について見ていこう。

ヤングケアラーを巡る政治・政策

埼玉県は、ケアラーに対する支援の基本理念、自治体や住民・関係機関の役割を定めたケアラー支援条例を2020年に全国で初めて制定した。県の条例制定以降、18の広域・基礎自治体が同様の条例を制定するなど(2023年6月27日時点)一定の波及効果を持つことになった⁹。

埼玉県の条例がケアラー支援の焦点とするのは「ケアラーの孤立」(埼玉県ケアラー支援条例第3条2項)である。条例の提案者である埼玉県議は、審議する議会で「無償で介護や看護をする方が自分を見失うことがないように、孤立することがないようにこの条例案を提案」したという¹⁰「自分を見失うことがないように」「孤立することがないように」——ケア配分を巡る不正義ではなく、あくまでケアラーの承認(孤立の解消)に関心があることがわかりやすい。

国の具体的な支援施策はどうであろう。2021年3月に厚生労働省と文科省はヤングケアラー支援施策を省庁横断的に検討する「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げ、同年5月に報告書を公表した。報告書のなかで国が今後取り組むべきとした施策が以下である¹¹。

1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進
- 地方自治体における現状把握の推進

2 支援策の推進

- 悩み相談支援
- 関係機関連携支援
- 教育現場への支援
- 適切な福祉サービス等の運用の検討
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援

3 社会的認知度の向上

この施策メニューの一覧にはヤングケアラーやその家族のケア負担を直接軽減するための施策がほとんど存在しない。「ヤングケアラーを理解して発見して相談にのる」までが基本線なのであって、世の人びとがヤングケアラーを正しい知識で理解すること、問題は常に人びとの無知や意識の低さにあるのであって、啓発することこそが国や自治体の役割なのだといわんばかりである（「ヤングケアラーを正しく知らない奴が多すぎる！」）。これはもう福祉国家というよりは啓発国家である。そこからはケアの不均衡をめぐる不正義やケア労働の再配分／再組織化への圧力は生まれない。

そうして啓発のために国が作成したポスター・リーフレット（「子どもが子どもでいられる街に。」）にはこのように記される。

家族を支えているヤングケアラーは、かっこいい。
でも、一人で頑張らないで、誰かを頼ったっていい。

「家族を支えていて、かっこいい」——差異化された集団（ヤングケアラー）を受け止めて再評価するこの表現をどう捉えるべきだろう。たしかにヤングケアラー当事者／元当事者が自らの体験を語ることやピア・グループとの交流のなかで、新たな気づきや見方をえて自身のケアラー経験を肯定的に捉え返すことはありうるし（澁谷編 2020）、そこでの新たな意味づけや再解釈は承認の重要な役割であろう。ただそれは困難を抱えた当事者自身が向き合って答えを出すプロセスも含めて意味があるのであって、こんなふうには薄っぺらで軽い言葉で他者（しかもそれは国家である）から評されるものではない。当事者の語りや研究がずいぶんと悪趣味な形で政治利用されている。

ポスターは「でも、一人で頑張らないで、誰かを頼ったっていい」と続くが、まさにケア労働の負担が家族内に集中して固定してしまう社会経済的構造が問題であるのに、それ（再配分の不足）をもたらしているのは国家（社会）であるのに、そこにはまるで触れられず問題はすべて当事者の孤立と知識不足、人びとの理解とつながりの欠如であるかのごと

く回収されていく。承認のパラダイムに基づく運動や社会問題のアジェンダ設定を国家の側が掠め取ることで、再配分の政治から目をつむることを後押ししてしまう。

そうして出てくる政策対応というのは、役所にヤングケアラー相談ダイヤルを設置したり、専用の相談窓口や専門相談員をつくったり、学校にポスターを貼ってCMを流すようなものにはかならないし、それではヤングケアラーを巡る社会経済的な構造は何も解決できないだろう。

再配分と承認のジレンマから 抜け出るために

問題をどこまでも個人化する貧困や労働に言及しないヤングケアラー言説は国家権力の側にとってひどく都合がよい。もちろんヤングケアラーについて貧困と不可分にしか語れないならば非貧困家庭が疎外されるし、ケアを奴隷労働だと非難するだけではそこに意味を見出すケアラーの言葉を封じ込めてしまう。その意味で承認も再配分もどちらの政治も必要であることは間違いない。

しかし「（ヤングケアラーは）貧困家庭ばかりではない」というその態度が、政府（国・自治体）の対策において貧困対策の欠落を支えること。あえて労働を切り離してケアの意味内容を追求する試みが「ヤングケアラーはかっこいい」という無責任な評価を呼び寄せること。そうして生まれた対処策は、家庭内に閉じ込められたケアの再配分や再組織化といった回路へはつながらないことについてもう少し自覚的であるべきだろう。

本稿では、現代社会の承認偏重についてアニメ作品を皮切りに、それがマスメディアや書籍による社会問題の認識枠組みに影響を与えて、果ては政治・政策の側も対処策をも「承認」で一元的に覆い隠す事態について取り上げた。文学作品やアニメ、映画などのポップカルチャーが孤立と差異を主題として承認の物語を描くことが問題だと言いたいのではない。個人の自立と成長、苦難からの救済は文学の主戦場であるからである。しかし政治はポエム

であってはならない。10歳の少女の成長と承認の物語は夏休みにテレビで見ると分には構わないが、アニメ映画と同じメッセージを国家に語らせてはいけない。政治には再配分の役割を正面から語らせなければならぬ。

これは政治家や官僚だけの問題ではない。再配分のパラダイムから社会問題を考えるというのは、私たちが認め許して加担している日々の労働の在り方や富の偏在、貧困の放置、それらすべてが巡り巡って特定の家庭の子どもに過重な負担を与えているという事実から目を逸らすことなく、その変革を志すということである。「まずはみんなでヤングケアラーという存在を知ろう」「彼らが困ったら相談できるようにしよう」なんて他人行儀では許されない。■

本稿は、桜井啓太(2022)に大幅に加筆修正を加えたものである。

《注》

- 1 毎日新聞取材班 2021: 145-146。
- 2 花たち家族が福祉制度に頼ることはほとんどない(むしろ児童相談所の介入への恐れが花たちが田舎へ移住した理由となる)。小学校入学した際に花が「児童手当」を申請する様子が原作に少しだけ描かれている(児童扶養手当でも生活保護でもない)。
- 3 毎索、朝日新聞クロスサーチ、ヨミダス歴史観館の記事検索を利用。検索期間: 2019年9月1日～2023年9月1日、本社(東京朝刊・夕刊)。2023年9月11日作成。
- 4 検索条件は先と同じ。ただし「厚生労働」という語は省いた。
- 5 朝日新聞デジタル「生活困窮世帯の子ども7人に1人が「ヤングケアラー」支援団体調査」2022年7月15日
- 6 ただし「子どもの貧困」はこれをリードする研究者が「世帯の貧困」「経済的保障」の視点の抜け落ちを危惧する旨を繰り返し表明している(阿部(2014)、松本(2019)など)。この点はヤングケ

アラーとは状況が随分異なる。

- 7 村上靖彦(2022): 18。
- 8 村上靖彦(2022): 20。
- 9 一般財団法人地方自治研究機構「ケアラー支援に関する条例」を参照した(令和5年8月28日更新) http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/023_carersupport.htm
- 10 毎日新聞取材班(2021): 172。
- 11 「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」2021年5月17日。

《参考文献》

- 阿部彩(2014)『子どもの貧困II—解決策を考える』岩波書店。
- 細田守(2012)『おおかみこどもの雨と雪』角川書店。
- 亀山裕樹(2021)「ヤングケアラーをめぐる議論の構造: 貧困の視点を中心に」『北海道社会福祉研究』41号、35-47頁。
- 河野真太郎(2017)『戦う姫、働く少女』堀之内出版会。
- 桜井啓太(2022)「貧しくもなく労働もしないヤングケアラー: ケアの再配分かケアラーの承認か?」『現代思想』第50巻14号、138-145頁。
- 澁谷智子(2018)『ヤングケアラー—介護を担う子ども・若者の現在』中央公論新社。
- 澁谷智子編(2020)『ヤングケアラーわたしの語り: 子どもや若者が経験した家族のケア・介護』生活書院。
- 毎日新聞取材班(2021)『ヤングケアラー 介護する子どもたち』毎日新聞出版。
- 松本伊智朗編著(2019)『シリーズ 子どもの貧困1 生きる、育つ基盤—子どもの貧困と家族、社会』明石書店。
- 村上靖彦(2022)『「ヤングケアラー」とは誰か 家族を“気づかう”子どもたちの孤立』朝日新聞出版。
- ナンシー・フレイザー／仲正昌樹監訳(1997=2003)『中断された正義—「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的考察』御茶の水書房。
- ナンシー・フレイザー、アクセル・ホネット／加藤泰史監訳(2003=2012)『再配分か承認か? 政治・哲学論争』法政大学出版局。
- Saul Becker, Chris Dearden and Jo Aldridge. (2001) *Children's labour of love? Young carers and care work*, Phil Mizen, Chris Pole and Angela Bolton (Eds.), *Hidden Hands: International Perspectives on Children's Work and Labour*, Falmer Press, pp.70-87.



きょうだい児が担うケアをめぐる現状と課題

滝島 真優

成蹊大学文学部 特別研究員

はじめに

「きょうだい児」とは、慢性疾患や障害のある人（以下、同胞）の子どもの兄弟姉妹のことである。きょうだい児は、子ども時代から同胞や親など家族のケア役割を担うことが少なくなく、それに伴ってさまざまな影響があることが報告されている。

たとえば、心理的な影響としては、同胞のケアに手一杯である親からの注目が少ないことから困難を抱えやすく、家族の中で孤立感や疎外感を持つことや、同胞のケア役割を担うことによって年少きょうだいには役割の逆転が生じるなど、家で課せられる責任の大きさから心理的問題を抱えることが指摘されている（尾形・瀬戸上・近藤 2011）。社会的な影響としては、性別や出生順位にかかわらず、同胞のケア役割を担うことによって、友人と遊ぶ時間が制限さ

れ、良好な友人関係を築きにくいことや（槇野・大嶋 2003）、社会的な経験が不足するといった影響が生じることが示されている（白鳥・諏方・本間 2010）。

さらに、同胞をめぐる家族間の緊張や葛藤状態が長期にわたって続いた場合に、家族の機能不全が生じやすくなり、きょうだい児は家族機能を健全に保つためにさまざまな家庭内役割を担いやすいと言われている。たとえば、同胞の分まで家族の期待を一身に背負った優等生としての役割や、自分のことよりも同胞や家族のことを優先して生きる献身的な役割などが挙げられており、その傾向が強くなるほどに生きづらい状態になりやすいことが指摘されている（吉川 2008）。特に学齢期のきょうだい児は、その結果として不登校や心身の不調が現れる場合があり、学校における逸脱行動や不適応を呈する状況も示されている（Chienら 2017）。

以上のような影響を受けやすいとされるきょうだい児が実際に担っているケアとそれに伴う影響を踏まえ、必要とされる支援について考えてみたい。

きょうだい児が担うケアと学校生活への影響—学校教員の認識から

筆者は、学齢期のきょうだい児が最も長い時間を過ごす学校の教員を対象に、きょうだい児の認識と家庭で担うケアの実態に係る調査を実施した（滝島 2022）。小学校、中学校、高等学校の教員 320 名の回答のうち、「きょうだい児と思われる児

たきしま まゆ

宇都宮大学大学院教育学研究科特別支援教育専攻。教育学修士。専門分野は障害者福祉。障害者就労支援事業（東京都区市町村障害者就労支援事業・就労移行支援事業）、指定特定相談支援事業に従事後、目白大学人間学部人間福祉学科助教として社会福祉士の養成教育に携わり、現在に至る。

著書に「学校教育における慢性疾患や障害のある子どものきょうだい支援の課題」『社会福祉学』62（4）、44-57。（2022年）、『ASD・知的障害のある人の包括的支援』〔第4章 知的障害・ASDのある人の家族支援〕担当〕（是枝喜代治・蒲生としえ編著、川島書店、2023年）など。

童・生徒とかかわったことがある」と回答した教員から147名のきょうだい児に関する情報が得られた。

教員が把握していたきょうだい児が担うケアの内容について、およそ半数にあたるきょうだい児(67名,45.6%)が同胞や親に対する感情面のサポートを担っていることがわかった。具体的には「同胞の精神状態に合わせて励ます、見守る」など同胞に対する情緒的なサポートや、「親に心配をかけないようにしっかりしようと心がける」といった親に対するサポートをしていることがわかった。一般社団法人日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト(2015,2017)が学校教職員を対象に実施した調査では、ケアに携わっているきょうだい児を含んだヤングケアラーが担うケア役割のうち、家事が5割強と最も多く、今回の調査結果で最も多かった感情面のサポートはおおよそ1割から2割であったことから、同胞や親に対する感情面のサポートを担うことはきょうだい児に特徴的なケア役割であることが考えられた。また、およそ2割のきょうだい児(34名,23.1%)は、同胞に対して、食事や排泄、入浴、移動などの介助や医療的な世話など何らかの身体的なケアを担っており、家庭内におけるケア役割の大きさが推測された。

学校生活上の直接的な影響については、3割弱のきょうだい児に行動面や学習面等に関する影響がみられ、家事や同胞の身の回りの世話など複数のケア役割を担っていた43名中20名については、学校生活への影響が多岐に渡ると教員が感じていることがわかった。また、「親の苦労を見ている分、自分が甘えたい時に甘えられないからか本音を言わず必要以上に頑張りすぎている」「常に遠慮がちで自己肯定感が低い様子である」など、きょうだい児が必要以上に努力する様子や常に周囲を気遣うなど、学校生活上の過剰適応と捉えられる記述も示されていた。

教員が認識していたきょうだい児のケアのうち、およそ半数のきょうだい児が担っていることがわかった感情面のサポートは、可視化することが難しいケアである。加えて、きょうだい児が担うケア役割は、同胞のケアを中心的に担う親の陰に隠れてしまい、実際に担っているケア役割が表面化しづらい

ことが考えられる。そのため、教員が捉えきれていない実態があることが推測され、問題を抱えているきょうだい児が見過ごされている可能性があることが考えられた。また、きょうだい児の特徴として、日常的に同胞が中心となった生活を送ることにより、自分のことよりも相手の都合を優先させ、過剰適応になりやすい側面があることが指摘されており(清水・板倉 2021)、調査結果からもこれらの側面があることが示唆されたことから、より一層支援の必要性が顕在化しづらくなっている可能性が考えられる。よって、きょうだい児に対する支援については、予防的な観点で検討していく必要がある。

きょうだい児が担うケア役割や同胞に関連した影響—当事者調査から

筆者は、障害のある人の18歳から29歳までのきょうだいを対象に学齢期に担っていたケア役割やその影響等に係る調査を実施し、115の回答を得た。本調査では、回答者に小学生・中学生・高校生の年代別に自身の経験を振り返って回答してもらった。

同胞へのケア役割について尋ねた結果(表1)、身体的な介護や世話を担っていたと回答した割合は、全年代で3割から4割に達し、感情面のサポートについては、全年代で6割近くが担っていたと回答した。いずれのケア役割も前述した教員の認識よりも高い割合であったことから、第三者からはケアの実態が把握されにくいことが考えられた。同胞の親代わりの役割を担っていたかどうかについては、高校生時代に担っていたと回答した者が4割と最も多く、年代が高くなるにつれてその割合が高くなっていった。

同胞のケア役割による影響について年代別に尋ねた結果(表1)、同胞をサポートすることを理由に友人と遊ばなかった割合は、小学生時代にあつたと回答した者が3割と最も多く、年代が高くなるにつれ、その割合は減少していた。同胞のサポートによって勉強が手につかないほど疲れ果てていたと回答した割合は、中学生時代にあつたと回答し

表1 同胞へのケア役割とその影響(はいと回答した者の割合) / N=115

設 問		小学生	中学生	高校生
ケア役割	同胞の身体的な介護や世話(移動の介助や外出時の付き添い、食事や排泄、入浴の介助や補助など)を担っていましたか	33.9% (n=39)	38.3% (n=44)	38.3% (n=44)
	同胞に対して感情面のサポート(労い、励まし、気にかけるなどの同胞が気持ちよく過ごせるような情緒的なサポート)を担っていましたか	55.7% (n=64)	60.0% (n=69)	56.5% (n=65)
	同胞の親代わりの役割を担っていましたか	27.0% (n=31)	37.4% (n=43)	40.9% (n=47)
影 響	同胞をサポートすることを理由に友人と遊べなかったことはありましたか	33.9% (n=39)	25.2% (n=29)	24.3% (n=28)
	同胞をサポートすることで勉強が手につかないほど疲れ果てていると感じたことはありましたか	11.3% (n=13)	20.0% (n=23)	16.5% (n=19)
	進路選択にあたって、同胞のサポートを前提に進学先を選択した経験(同胞のサポートができるように家の近くの学校に進学したこと)はありましたか	13.9% (n=16)	16.5% (n=19)	30.4% (n=35)

(出所) 科学研究費助成事業(課題番号:22K02014)により実施した研究調査より。

た者が2割と最も多かった。進路選択にあたり、同胞のサポートを前提に進学先を選択した割合は、高校生時代にあったと回答した者が3割と最多であった。これらの影響は、同胞に対する一定のケア役割を担うがゆえの影響と考えられ、同胞へのケア役割が年齢不相応のものとならないよう、また、きょうだい児自身の希望を尊重した選択となっているかどうか配慮することが必要であると考えられる。

同胞に関連することを理由とした学校生活への影響を年代別に尋ねた結果(表2)、遅刻や早退、欠席、不登校などの通学状況に影響があったと回答した割合は、全年代で1割に満たず、通学状況の把握の観点のみでは、支援の必要性が理解されにくいことが考えられた。学力が低下したと回答した割合は、高校生時代にあったと回答した者が最も多かった。良好な友人関係を築きにくいと感じたと回答した割合は、全年代で3割から4割に達し、「同胞のことをわかってもらえないと感じる」「同胞のことを友人に伝えた際の反応に対する不安や怖れ」が理由として挙げられていた。学校生活を送

る上で対人関係に不安を抱くきょうだい児が少なくないことから、不安を軽減するためには、障害について理解ある環境を整備する必要性が考えられた。

ライフコースにわたる影響

これまできょうだい児が担うケアの内実やそれに伴う影響を述べてきたが、きょうだい児が抱える問題やその影響は、子ども時代に限ったものではない。きょうだい児は、核家族化の進行や近年の医学・医療体制の進歩や整備(広川 2012)、超高齢社会への突入に伴い、親なき後も同胞とのかかわりを生涯にわたって強く持つ可能性が高いと言われている(Meyer 2009)。また、前述のとおり、きょうだい児の精神衛生や心理発達に影響を与えることが少なくなく、年齢が進むごとに進学・就職・結婚・親なき後の扶養問題など人生の発達課題や選択において、同胞ときょうだいは互いに深く連動し続けていくことが報告されている(竹松 2008)。きょう

表2 同胞に関連することを理由とした学校生活への影響(はいと回答した者の割合) / N=115

設 問	小学生	中学生	高校生
学校で遅刻を複数回にわたってしたことはありましたか	6.1% (n=7)	7.8% (n=9)	9.6% (n=11)
学校で早退を複数回にわたってしたことはありましたか	7.8% (n=9)	2.6% (n=3)	6.1% (n=7)
学校を休みがちでしたか	3.5% (n=4)	2.6% (n=3)	7.0% (n=8)
学校で不登校(年間30日以上欠席)になったことはありましたか	1.7% (n=2)	3.5% (n=4)	4.4% (n=5)
学校でいじめを受けたことはありましたか	11.3% (n=13)	7.0% (n=8)	1.7% (n=2)
学校の保健室で過ごすことは多かったですか	0% (n=0)	1.7% (n=2)	1.7% (n=2)
学力が低下したことはありましたか	4.4% (n=5)	9.6% (n=11)	13.9% (n=16)
学校の宿題ができなかったことはありましたか	16.5% (n=19)	13.0% (n=15)	13.0% (n=15)
学校でいじめや差別を受ける不安はありましたか	35.7% (n=41)	28.7% (n=33)	15.7% (n=18)
学校で良好な友人関係を築きにくいと感じたことはありましたか	39.1% (n=45)	37.4% (n=43)	33.9% (n=39)
同胞と同じ学校に通っていた際、友人から同胞に対して心ない接し方をされて傷ついた経験はありましたか	23.5% (n=27)	10.4% (n=12)	2.6% (n=3)

(出所) 科学研究費助成事業(課題番号:22K02014)により実施した研究調査より。

だいたい児が青年期のライフコースを選択する際には、同胞のことを考え、将来の見通しが立たない場合に不安を抱きやすいこと(Meyer 2009)や、家族によるケアが重視される文化的圧力によって、同胞のケア役割を優先したライフコース選択に至りやすいこと(笠田 2014)が示されている。障害福祉施策の進展に伴い、障害者の生活の場も選択肢が増えつつあるものの、質的・量的な充足には至っておらず、障害者と同居する親に加え、きょうだいの介護負担についても指摘されている(高林 2013)。さらに、障害者の親たちが、親なき後への準備をしておく機能と役割を求められ、高齢期を迎えてもなお、親の働きに大きく依存している現状(児玉 2020)から、障害者のサポートを家族に頼る社会において、親の役割がきょうだいに引き継がれる可能性が高いことが考えられる。

このようにきょうだいで児にとって、生まれてから親

なきあとまでライフコース全体にわたって様々な影響が生じ、支援が必要になり得ることは、きょうだいで児特有の課題として認識し、切れ目のない支援を検討する必要がある。

関連法施策の状況

近年、児童福祉や障害福祉分野の関連法施策において、地方公共団体はきょうだいで児にとって必要な支援が実施できることが示されている。例えば、2015年の児童福祉法の改正により、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業のうち、任意事業にあたる介護者支援事業において、「患児のきょうだいへの支援」が明示された。しかしながら、2015年度末の時点で介護者支援事業を行っていたのは4自治体にとどまり、事業内容についても保護者に対する支援が中心となっている(厚生労働

省 2016)。また、発達障害児者及び家族等支援事業実施要項(2018)においては、きょうだいに対する「ピアサポートの支援を推進すること」、医療的ケア児等総合支援事業実施要項(2019)においては、「医療的ケア児のきょうだい児への課題を把握し、きょうだい児の自己肯定感を高める支援を実施すること」が明示されているが、公的な場における具体的な支援策の考察は緒に就いたばかりであり、きょうだい児にとって身近な地域における公平な支援の展開が課題となっている。

おわりに

—家族に対する包括的支援の必要性

様々な法施策の成立によって、病児や障害児者を支える仕組みは整備されつつあるものの、社会サービスの利用のみではケアを必要とする人の生活を維持することは難しく、家族によるケアやマネジメントが前提とされ(土屋 2017)、病児や障害児者の地域生活が支えられている状況が継続している。実際に、ケア役割を担うきょうだい児にも交友関係や学習、進路選択等、多様な影響が生じている現状がある。

今後、きょうだい児に対する支援を展開するにあたっては、家族全体に対する支援を検討する必要があると考える。なぜなら、きょうだい児に支援が必要な状況が生じているということは、家族全体に対する社会的支援が不足していることが考えられるからである。きょうだい児が年齢不相応のケアを担っている場合には、適切な社会資源に繋ぐことによってケア負担の軽減を図ることが考えられる。その際、身体的なケアのみならず本稿で示した可視化しづらいケアである感情面のサポートなどの微細なケアにも着目するとともに、学校において障害理解を図る必要性も踏まえ、心理的側面からサポートすることも必要であろう。ただし、支援の介入によって、ケアによる心身の負担が軽減されたとしても、ケア役割を担うことによって保たれていた家族関係のバランスが崩れてしまう可能性や、同胞を中心に生活することが当たり前であった場合、自分自

身の希望を考えることが難しい場合もある。支援が介入することがもたらす影響について認識した上で、家族全体の状況を理解し、きょうだい児が自分らしい人生を歩むことができるよう伴走していく姿勢も求められるだろう。社会的な支援を考えるにあたっては、きょうだい児も含めた家族を包括的に支える仕組みづくりが求められている。■

附記

本稿で示した研究調査は、科学研究費助成事業(課題番号:22K02014)の助成を受け実施したものである。

《参考文献》

- Chien, Y.L., Tu, E.N., and Gau, S.S. (2017) 'School Functions in Unaffected Siblings of Youths with Autism Spectrum Disorders' *Journal of Autism and Development Disorders*, 47 (10), 3059-3071.
- 広川律子 (2012) 「障害児のきょうだい問題とその支援問題顕在化の背景および研究、文学作品、支援システムにみる歩み」『障害者問題研究』40 (3), 162-169.
- 一般社団法人日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト (2015) 『南魚沼市「ケアを担う子ども(ヤングケアラー)についての調査」《教員調査》報告書』
- 一般社団法人日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト (2017) 『藤沢市「ケアを担う子ども(ヤングケアラー)についての調査」《教員調査》報告書』
- 笠田舞 (2014) 「知的障がい者のきょうだいが体験するライフコース選択のプロセス - 青年期のきょうだいが辿る多様な経路と、選択における迷いに着目して」『質的心理学研究』13, 176-90.
- 児玉真美 (2020) 『私たちはふつうに老いることができない 高齢化する障害者家族』大月書店.
- 厚生労働省 (2016) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の取組状況について. https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutan-tou/0000146621.pdf (2023.8.13)
- 槇野葉月・大嶋巖 (2003) 「慢性疾患児や障害児をきょうだいに持つ高校生のきょうだい関係と心理社会的適応」『こころの健康』18 (2), 29-40.
- Meyer, D. (2009) *Thicker than water. Essays by adult siblings of people with disabilities. First Edition.* Woodbine House.
- 尾形明子・瀬戸上美咲・近藤綾 (2011) 「きょうだい児におけるストレス反応とソーシャルサポートおよびセルフエスティームの関連」『広島大学心理学研究』11, 201-213.
- 清水溪介・板倉憲政 (2021) 「障害児・者のきょうだいの子ども時期における家庭内役割と青年期における過

- 剰適応との関連」『家族心理学研究』34 (2), 142-156.
- 白鳥めぐみ・諏方智広・本間尚史 (2010) 『きょうだい障害のある家族との道のり』中央法規.
- 高林秀明 (2013) 「知的障害者と家族の老いと暮らしその社会的地位と社会保障の課題」『障害者問題研究』41 (1), 10-17.
- 竹松志乃 (2008) 「不登校を呈した小4女子の母親との心理面接 きょうだいが障害を持つ子どもに対する臨床心理学的アプローチについて」『明治大学心理社会学研究』3, 24-32.
- 滝島真優 (2022) 「学校教育における慢性疾患や障害のある子どものきょうだい支援の課題」『社会福祉学』62 (4), 44-57.
- 土屋葉 (2017) 「障害のある人と家族をめぐる研究動向と課題」『家族社会学研究』29(1), 82-90.
- 吉川かおり (2008) 『発達障害のある子どものきょうだいたち—大人へのステップと支援』生活書院.



18歳以下のヤングケアラーへの支援の現場から

黒光 さおり

スクールソーシャルワーカー・キャンパスカウンセラー

私は、14年間の生活保護ケースワーカーを経て、現在、兵庫県内でスクールソーシャルワーカー（以下SSW）、キャンパスカウンセラーとしてヤングケアラー（以下YC）を含む児童生徒の環境調整や心理支援を行っている。また、同県内において4つのYCの当事者活動を行っている。SSWは、不登校や発達障害、いじめや児童虐待など幅広い子どもに関わる仕事であり、関わる子どもの中でYCの割合は、地域や人によって違いはあるが、10～15%前後である。生活保護と合わせて25年以上の現場経験の中で、関わってきたYCの数は300名を超え、当事者活動でも多くのYCやご家族に関わってきた。その中から、現場でよく見られる事例と、支援の過程をご紹介します。その目的は、当事者の代弁をするというソーシャルワーカーの職責を全うするためである。生活保護の現場では、精神疾患の親をもつYC事例や、障害や傷病をもつ家族を支えるYC事例、アルコール依存症の親をもつYC事例、家族への通訳を担う外国ルーツのYC事例が多かった。5歳前後からケアを担い始めた子どもが多く、衣食住の基本的な生活習慣が身についてい

ない。家族全体が孤立し、ご家族は子どもを大切に思っている、大切に育てる状況や余裕がない。学校現場では、そこに幼い兄弟の世話をするYC事例、高齢の家族のケアをするYC事例が加わる。小中学生のYCのほとんどは、生活困窮世帯である。事例については、自治体や個人を特定できないように加工し、架空の事例となっている。

事例1 精神疾患の両親の感情の受け皿と見守り・妹の世話をする中学生のAさんの事例

父(統合失調症)母(双極性障害) Aさん(中学2年生)妹(小学4年生)の4人世帯。

Aさんの父は、統合失調症により、Aさんが小さいころから入退院を繰り返している。父は、子どもの頃から勉強は苦手で、友人関係もうまくいかなかった。親から厳しい叱責や暴力を受けていたため、就職してすぐ家を出た。仕事はうまくできず、人間関係のトラブルがあり長続きしなかった。失業と同時に統合失調症を発症し、入退院をするようになった。家族とは縁を切り、生活保護を受けながら、デイケアやアルバイトをしていた。そんな中、精神疾患があるAさんの母親と出会い、結婚して2児をもうけた。母は虐待を受けて育ち、中卒後は家を出て、キャバクラなどの仕事を転々とする中、双極性障害を発症したらしい。

父母は新しいことへの対応が苦手で、不安が強く、先の予測がつかない育児は困難を極めた。子ど

くろみつ さおり

大阪府立大学社会福祉学部社会福祉学科卒業。社会福祉士・公認心理師・特別支援教育士。兵庫県内の小中学校・高校でスクールソーシャルワーカー・キャンパスカウンセラーを務める。

著書に『自治体のヤングケアラー支援—多部署間連携の事例からつかむ支援』第一法規など。

もには発達課題があり多動で育てにくく、父母のどちらかが病状を悪化させていた。独語や被害妄想などが現れ、Aさんと妹はいつも両親の病状に振り回されていた。たとえば、発語が遅いことに気づいた母は、不安が高まり、2歳だったAさんに一時間以上挨拶や名前、年齢を教え続けた。Aさんができないと目の前で泣いてパニックになった。日常的に過干渉で、食べ方やトイレなど子どものすべての行動を修正させる。翌日には精神的に落ち込み、Aさんたちが声をかけても布団をかぶって泣いて、独り言を言い続ける。父は、母が家事をできないと、ルーティーンが崩れて不安が高まり、Aさんに対して、母が家事をしていない理由を何回も説明させ、役所に電話をして怒鳴り、家の壁を叩き続けた。安心できない生活の中で、Aさんは、保育園で、登園しぶりや物を投げるなどの行動が目立った。5歳になった頃には、夜暗くなっても、妹と二人で神社や公園で過ごすことや、友人宅を転々として食事をさせてもらうことがあった。Aさんは対人恐怖が強く、学校では誰とも話さず、うなずくか首を振ることでしか意思表示ができない。

妹はAさんを頼りにしており、いつもAさんの後ろについて歩いた。Aさんは、妹にカップラーメンを食べさせ、保育園の持ち物を用意し、水筒に水道の水を入れて持たせた。母の不安が強い時には、母の不安を取り除こうと声をかけ続け、父が不安定になれば、こたつの中に妹と隠れて様子を見守り、時には妹を連れて公園に避難した。

父母ともに通院が不規則で、服薬も自己中断があり、病状は不安定であった。母は、障害福祉サービスの計画相談支援を受けていたが、困った時に同行支援を依頼する程度で、継続した療養や生活への支援は受けていなかった。そんな中、母の退院後の支援について、要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議を行われることとなり、学校からSSWへ相談が上がった。

会議の結果、病院・障害の計画相談支援事業所・生活保護ケースワーカーが、親の支援チームになった。訪問看護やデイケアなどを導入して、父母の受診や服薬状況の把握と、困ったときに早く気づける

体制をつくることを目指した。学校・SSW・児童ケースワーカー（以下児童CW）は、Aさんの支援チームとなった。Aさんには発達障害の疑いがあり、児童CWが、医療機関の受診と発達検査を勧めること、学校は、通級指導を実施し、コミュニケーションの課題を改善し、困り感に早く気づくことを目指した。進路面では、SSWが父母とAさんへ選択肢を提示して、Aさんの自立に向けての進路選択をサポートした。親支援チームとAさん支援チームとの間の連絡調整は児童CWが、小中学校の連携はSSWが行った。その結果、父母の病状や生活状況の変化について、早く気づけるようになった。家族で、Aさんにとって適切な進路を選ぶことができた。その後、Aさんに発達障害が診断され、卒業後や成人後のサポートのため、Aさんへの障害福祉の計画相談支援事業を導入した。妹にも発達課題が判明し、放課後等デイサービスに繋ぎ、療育と家族以外の支援者の見守りができた。本事例で利用したサービスと効果、課題などについては図1にまとめた。

このように小中学生のYC事例は、家族にも子ども本人にも複合的な課題を多く持つことが多い。この事例も、親の精神疾患、子の発達障害、親による養育の困難、生活困窮など多くの課題がある。そしてその背景には、在宅精神障害者をサポートする社会資源やマンパワーの不足、地域や人のつながりの希薄化、育児の孤立など社会課題がある。

もっと早い時期に支援体制を整えることができれば、Aさんを幼少期から療育に繋ぎコミュニケーションやSOSの出し方を身につけることができたはずである。父母から十分得られなかった愛着も、他の支援者から補うことができたであろう。父母に対しても、もっと早い時期に、家事ヘルパーや療育の利用などサポートを受けていれば、病状悪化を減らし、Aさんたちの目の前で父母が警察に保護されるようなトラウマ体験を避けることができたであろう。さらに時間を遡ると、父母それぞれが、幼少時に発達特性の理解を得て適切な支援を受けることや、家庭に支援が入り被虐待体験を減らすことができていたら、精神疾患を発症せず、孤立しない地域での生活ができただろう。

図1 事例1における利用サービスと効果、課題など(A市の場合)

	サービスや制度名	効果	充足度や課題・その理由など	
利用し効果が得られた支援	介入前	生活保護制度	◎	申請に支援が必要。
		医療機関（父母）	◎	概ね充足。
		障害福祉サービスの計画相談支援（母）	◎	事業所が不足。事業報酬が低い。
	介入後	訪問看護（父母）	◎	概ね充足。
		デイケア（母）	◎	概ね充足。
		医療機関（子の発達外来）	◎	予約が非常に困難。予約できても3ヶ月先など、極めて不足。
		障害福祉サービスの計画相談支援（子）	◎	事業所が不足。事業報酬が低い。
		障害児通所サービス（放課後等児童デイサービス）（子）	◎	中高生が馴染みやすい事業所は不足（小学生の利用が中心）
		学校での通級指導	◎	利用児童生徒の数が限られる。利用できても週1回1時間のみであることが多い。
		小学校と中学校の連携	◎	小まめな連携はSSWが小学校と中学校の両方を担当することで促進できる。
		関係機関の連携ケース会議と役割分担と調整	◎	個人情報の課題があり、要保護児童対策地域協議会や生活困窮者自立支援法の枠組みでないと行えない。
		あれば助かる支援	発達外来などへの同行支援	◎
オープンハイスクールなどへの同行支援	◎		同上。ケースによっては4校見に行くこともあり、負担感が大きい。	
子どもに、家族の病気について、助けを求められるべき兆候も含め、安心できる説明をする人	◎		同上。手が回りきらず、ほとんどできていない。	
子どもへ簡単な家事を教える人	○		同上。	
学校で教室に入りにくい発達課題のある生徒が過ごせる別室	○		ある学校とない学校がある。対応する教員が確保されていない自治体も多い。	
子どもが徒歩で行ける距離の子ども食堂	◎		校区外に子どもだけで行けない。	
利用しても効果が低い支援	当事者向けのヤングケアラーの啓発チラシ	×	精神疾患の親や困っている子どもに「YCになっている」と知らせると、さらに心身の不調をきたす。	
	オンライン当事者	×	オンラインで家庭から家のことを話せば、親に聞こえた場合、心身の不調や親子関係悪化に繋がる。	
	県などのYC相談窓口	×	県などの窓口で、地域の資源を十分把握できないので適切なサービスに繋ぐのは難しい。	

効果欄の記号の意味 ◎・・・非常に有効 ○・・・有効 ×・・・不適切

出所：筆者作成

事例2 幼い兄弟の世話をする中学生Bさんの事例

母、Bさん(中学3年生)、妹(小学校6年生)弟(小学校5年生)妹(小学校2年生)弟(年長)、弟(2歳)妹(0歳)母のパートナーの9人世帯。

母は、中学生から非行傾向となり、公立高校を中退し、18歳でBさんを出産した。子どもがBさん1人の時には、手作りお菓子やお弁当を作るなど、育児を頑張っていた。その後、妹・弟が次々生まれ、当時の夫とうまく行かなくなり離婚し、新しいパートナーと同居した。さらに妹、弟を出産し、Bさんは、年長ぐらいから、幼い弟妹の世話を少しずつするようになった。母は、両親や兄妹から、育児や結婚生活がうまくいかないことを注意されるため、親族との交流を避け、Bさんに頼るようになった。その後さらに母のパートナーが替わり、新たに弟妹ができ、母・パートナー・3番目の弟、3番目の妹が同居し、別の部屋にBさんと弟2人、妹2人とパートナーの連れ子1人が分かれて生活するようになった。母は家事・育児・仕事に手が回らない。Bさんが、小学生になると、兄弟の身の回りの世話、中学生になると、保育所送迎や夜の世話をほぼ担っていた。母が飲食店で働いていたことから、世話が終わるのは毎日夜中の12時で、そこから入浴や自分の時間となった。中学校でテニス部に入ったものの、毎日寝るのが遅いため、遅刻や欠席が多く退部した。学習も遅れ、友人との距離もあいた。Bさん自身に発達特性があり母とのコミュニケーションがうまくいかず、ケアからのストレスもあり、母との関係は悪化した。Bさんは中学1年生の頃、学校の先生になるという夢を持っていたが、成績は落ち、諦めるようになった。高校には行きたいと感じていたが、母子関係が悪く、進路の話ができなかった。自分に優しくしてくれるからという理由で、SNSで繋がった男性と性交渉を持つようになった。Bさんの思いを毎日のように聴いていた学校教員から、SSWへ家庭状況の改善について依頼があった。

中学校から来たSSWであると分かったら、母が、B

さんのことで自分が責められると感じて拒否する可能性がある。小中学校で連携カンファレンスを開いて、介入の糸口を探した。その結果、母は、2番目の弟の小学校入学にあたって、通常学級ではなく、特別支援学級の方がよいのではと迷っていることがわかった。そこで、母は手続きが苦手なので、就学相談の手続きを手伝うという形で、小学校の紹介で介入することとした。母と話すうちに、手続きや子どもの通院を予定通りこなせず困っていること、学校や家の用事などの予定を覚えられないこと、片付けが苦手であることなどで困ってきたことがわかった。Bさんの進路について頭の片隅にあるものの、弟や妹の用事があり、手付かずになっていた。金銭的な余裕がなく、不登校気味のBさんの進学費用を払うことを不安に感じていたが、どのような高校があり、どれぐらいお金がかかるのかを調べる余裕がなかった。そこで、SSWから、Bさんの希望を母に代弁し、高校の選択肢とその経費、メリットやデメリットについてわかりやすく説明した。オープンハイスクールの手続きは教員がサポートし、同行した。母が説明会に参加できるよう手続きを手伝い、前日には母が忘れてしまわないよう連絡をした。弟の入学手続きは、児童CWが手伝い、母の家事や育児負担の軽減のため、YC世帯向けのヘルパー派遣を申請した。その後、母自身が自分の発達課題を自覚し、受診して精神障害者手帳を取得した。YC世帯向けのヘルパーは期間が限定されるため、長く継続できる障害福祉制度のヘルパーへ移行した。

手続きを進める中で、祖父母から母への障害理解が進み、育児をサポートしてくれるようになった。Bさんは無事に高校進学をした。現在も、Bさんやその下の兄弟が幼い兄弟の世話をしている状況は残っている。しかし、家族以外で応援してくれる人や、家事のサポート、育児の相談先は増えた。本事例で利用したサービスや効果、課題などについては図2にまとめた。

幼い兄弟の世話をするYCは、関係機関では見つけにくく、学校でしか把握できない場合が多い。また、介護や看護と比べて、しんどさが理解されにくく、周りも本人も当然だと捉えていることが多い。本

図2 事例2における利用サービスと効果, 課題など(A市の場合)

	サービスや制度名	効果	充足度や課題・その理由など	
利用し効果が得られた支援	介入前	生活保護制度	◎	申請に支援が必要。
		教員との相談	◎	本事例の場合、命綱であった。教員の多忙化で難しくなっている。
	介入後	医療機関（母）	◎	概ね充足。
		医療機関（子の発達外来）	◎	予約が非常に困難。予約できても3ヶ月先など、極めて不足。
		障害福祉サービスの計画相談支援（子）	◎	事業所が不足。事業報酬が低い。
		障害児通所サービス（放課後等児童デイサービス）（子）	◎	中高生が馴染みややすい事業所は不足（小学生の利用が中心）
		YC世帯のためのヘルパー派遣制度	○	本事例では子どもに家事を教えた。短期であり、障害や高齢などの他サービスへの移行が重要。
		障害福祉サービスのヘルパー派遣制度（母）	◎	子どもへの関わりは難しい。
		小学校と中学校の連携	◎	小まめな連携はSSWが小学校と中学校の両方を担当することで促進できる。
		関係機関の連携ケース会議と役割分担と調整	◎	個人情報の課題があり、要保護児童対策地域協議会や生活困窮者自立支援法の枠組みでないで行えない。
あれば助かる支援	発達外来などへの同行支援	◎	今回児童CWとSSWで分担したが、手が回らない。CWやSSWの持ち件数を減らすか、別の担い手が必要。	
	オープンハイスクールなどへの同行支援	◎	同上	
	子どもへ簡単な家事を教える人	○	本事例ではYCヘルパーが短期で担ったが、時間的に難しかった。	
	学校で教室に入りにくい発達課題のある生徒が過ごせる別室	○	ある学校とない学校がある。対応する教員が確保されていない自治体も多い。	
	子どもが徒歩で行ける距離の子ども食堂	◎	校区外に子どもだけで行けない。SSWが徒歩で同行していたが、時間外で負担が大きい。	
利用しても効果が低い支援	当事者向けのヤングケアラーの啓発チラシ	×	親や困っている子どもに「YCになっている」と知らせると、その時点で支援拒否。	
	オンライン当事者	×	オンラインで家庭から家のことを話すと、家族に聞こえた場合、家族の心身の不調や家族関係悪化に繋がる。	
	県などのYC相談窓口	×	県などの窓口で、地域の資源を十分把握できないので適切なサービスに繋ぐのは難しい。	

効果欄の記号の意味 ◎・・・非常に有効 ○・・・有効 ×・・・不適切

出所：筆者作成

事例は、10代の出産、多子世帯、生活困窮、母の発達課題、Bさんや兄弟の発達課題、周囲の理解の低さなど多くの課題がある。それらの背景は、核家族化による育児の孤立、少ない大人での養育困難、発達課題を早期発見する仕組みの不足、家事や育児へのサポート不足などの社会課題である。母が幼少期に、発達課題への適切な支援と理解を得られていれば、親族のサポートや、成人してからも家事と育児のサポートを受けることができていたはずである。母がカバーしきれなかったBさんの愛着課題も、他の支援者がサポートできれば、Bさんは見知らぬ男から愛情を得ようとして自分を傷つけずに済んだかもしれない。Bさんを含めた子どもたちの発達課題も、学校や保健関係機関などで早期発見できる仕組みがあれば、親子関係が早く改善できたと思われる。

まとめ

これらの事例はYCとしてではなく、ネグレクトや心理的虐待として支援されてきた。親も被虐待経験や障害をもっていて、適切な養育を受けてこなかった事例が圧倒的に多い。家庭への介入が大変難しいため、支援が十分入らなかった子どもが多く存在する。小学生以前からケアをしていた子どもたちは、大人になってからの予後が非常に悪い。「家族のケアのために子どもらしい時間がもてなかった子ども」というより、「心身の発達に必要な養育を受けられなかった子どもである上に、現在は家族のケアを担っている子ども」である。その問題の根底には、愛着障害やトラウマがある。愛着障害やトラウマのケアが適切に行われずに大人になった子どもたちは、逆境的小児期体験 (Adverse Childhood Experience) ¹として、その影響を受け続け、大人になっても、「メンタルヘルスに課題を抱える」、「安定した自立生活を継続できない」など、苦しい生活を送っていることが多い。社会にその思いを知ってもらうためには、支援者がその声を代弁するしかない。

子どもがケアを担う負担は大きな課題であり、子どもの生活やメンタルヘルス、進路に大きな影響を

与えている。同時に、現場の支援者としては、「今その子どもが行っているケア」の影響に加えて、「その子どもが子どもとしての発達に必要なケアを受けてこなかったこと」の影響が、より深刻であると感じている。YCという言葉が社会に知られる前から長い年月、児童CWや生活保護のケースワーカー、学校教員などの支援者は、「家族に支援が必要な子ども」として多くのYCや家族の支援を続けてきた。YCの苦しさの背景は、家族の孤立、ケアや育児への社会的なサポートの不足である。この社会課題が改善されない限り、超高齢化社会に向かって、ますますYCは増えていく。そして、「ヤングケアラー」という言葉のブームが去ったとしても、新たな課題が出てくるだろう。

福祉や教育の現場では、多忙化が進み緊急対応に追われて、人手が足りず十分な支援ができていない。YC対策が、子ども本人だけへの対策や啓発だけで終わっては、苦しい家庭状況は変わらない。そして、思春期や認知の発達が概ね終了した若者ケアラーへのサポート方策と、まだ精神的に不安定で家庭で過ごす時間が続く小中学生へのサポート方策は、大きく違う。年齢だけではない。YC一人一人のメンタルや能力、生活環境によって、支援方法は一人ひとり違う。

生きていれば誰でもケアを受けること、ケアをすることは起きる。誰もが安心してケアを受け、心身の健康を保ちつつケアを行える社会になるためには、福祉や教育、保健・医療の人材が適切に配置され、育児やケアへの専門的な福祉の支援や社会的なサポートがあることが必要である。そして早期の家庭支援により世代間連鎖の悪循環を止めることができれば、社会は豊かになり、医療や福祉、社会保障にかかる経費の削減につながる。それは、逆境的小児期体験の研究²が科学的に証明しており、現場で福祉や教育に携わる人間が切に願っていることである。■

《参考文献》

- 1.2 Jennifer Hays-Grudo, Amanda Sheffield 著 菅原 ますみ他 監訳 松本 聡子他 訳 (2022) 「小児期の逆境的小児期体験と保護的体験—子どもの脳・行動・発達に及ぼす影響とレジリエンス」 明石書店